

「日本の学校は、こんなところ」

外国人等保護者のための学校ガイダンス

この資料は、三重県教育委員会ホームページに掲載されています。
(<http://www.pref.mie.jp/KYOKU/HP>)

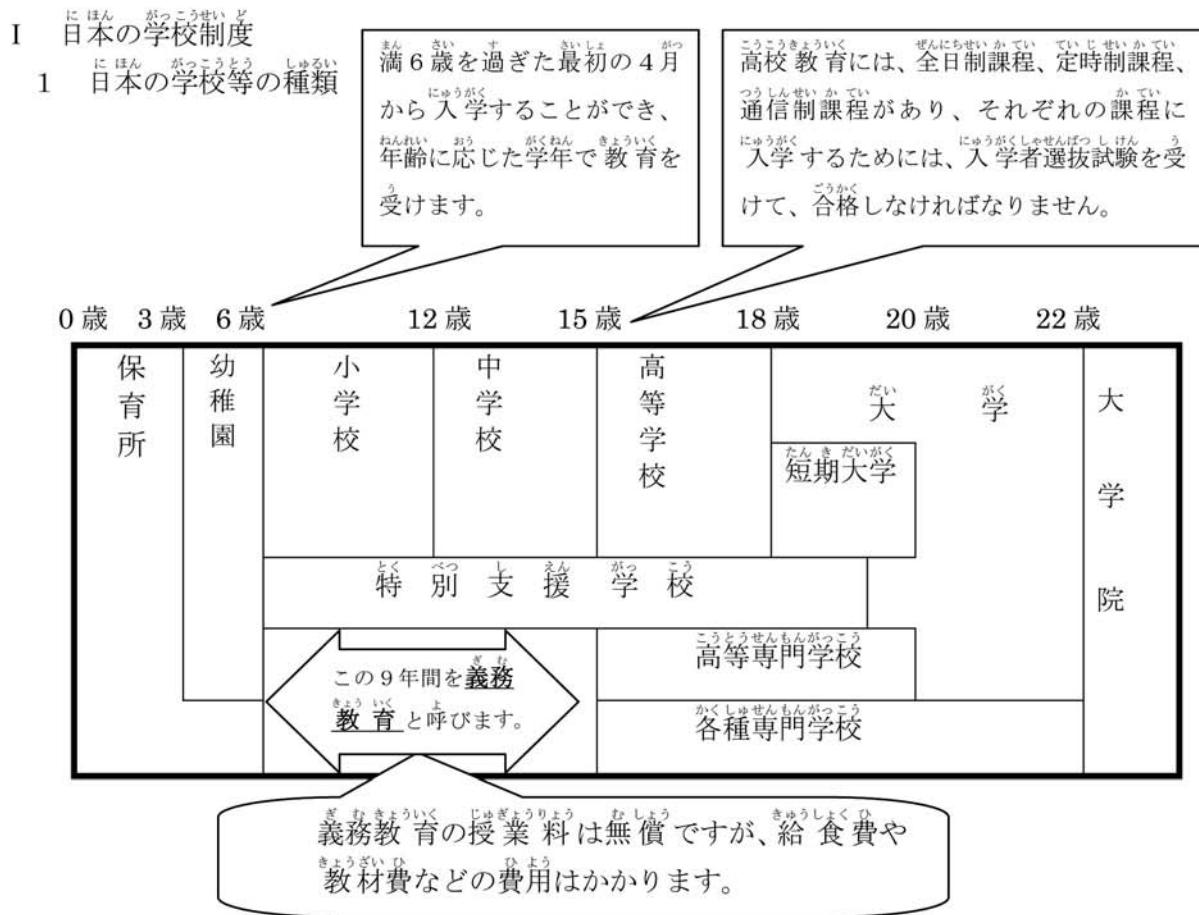
日本語版、ポルトガル語版、スペイン語版、タガログ語版、英語版、中国語版の6カ国語版を紹介しています。

日本語版

日本の学校は、 こんなところ

外国人等保護者のための学校ガイダンス

三重県教育委員会



2 教育内容

(1) 教育課程 (学習内容)

学校で学習する内容は国(文部科学省)が作成する学習指導要領によって定められています。

(2) 教科書

学習に使用する教科書は、小・中学校及び特別支援学校の小学部・中学部の子どもに対して、国から無償で給与されます。なお、高等学校及び特別支援学校の高等部の教科書については、購入費用を支払わなければなりません。

(3) 就学援助について

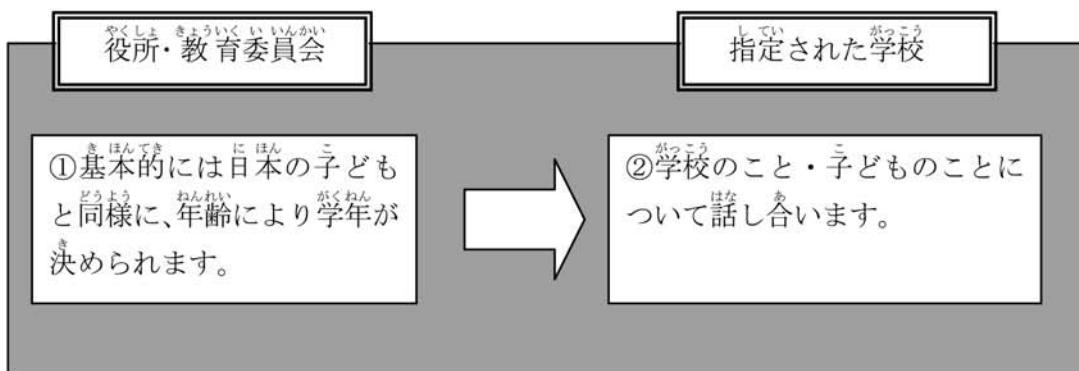
経済的な理由により、公立の小・中学校への就学が困難な場合には、必要な援助が受けられます。しかし、就学援助については、いろいろな制約や条件があるので、小中学校では住んでいる市町教育委員会に、県立学校については、県教育委員会へ問い合わせる必要があります。

II 就学の手続き

1 小・中学校に入学（編入学）するための手続き

(1) 役所での手続き

小学校・中学校に入学（編入学）する年齢の子どもがいると、市町の教育委員会へ案内されますので、そこで入学の手続きをします。



(2) 小中学校での手続き

学校生活をよりよいものにするために、次のようなことについて話し合います。

①	本人の名前についての表記や発音、生年月日等の確認
②	家族構成（家族の名前）
③	現住所
④	連絡方法（緊急時・勤務先・通訳など）
⑤	編入学前に受けた教育（来日前、来日後を含む）や学習状況など
⑥	保護者の在留予定期間
⑦	日本語能力（本人及び家族）
⑧	本人の性格、将来の進路希望
⑨	健康の状況（持病、視力・聴力、食物アレルギーなど）
⑩	子どもや保護者の教育に対する考え方
⑪	特に学校に要望すること、配慮してもらいたいこと

2 高等学校に入学（編入学）するための手続き

入学するためには、入学者選抜試験を受けなくてはなりません。

III 学校生活

1 学校の1日

登校

登校してから、下校するまでの間に校外に出る場合
は、先生の許可をもらいます。

学校へは、決められた道（通学路）を通って通学します。
家の近い子どもたちが集まって、集団で登校することもあります。
また、自転車通学やバス通学などで登校するところもあります。

朝の会……先生が学校生活について話をしたり、学級単位で自分たちの生活について話し合います。

授業

時間割は、曜日や学年により異なります。
1教科の学習時間は、小学校は45分、中学校・高等学校は50分です。

給食・昼食

小学校や特別支援学校では、学校給食が実施され、みんなでそろって楽しく食事をします。中学校・高等学校では、学校給食が実施されているところと、弁当を自宅から持ってくるところがあります。

清掃

教室や校庭などを自分たちで分担してきれいに清掃します。

課外活動

中学校や高等学校では、授業を終えたあとに、子どもたちが希望する運動クラブや文化クラブに所属して活動します。

休日

土曜日・日曜日は原則休みですが、土曜日・日曜日に運動会や授業参観など学校行事が実施されることもあります。そのときは、代わりに平日に休みが設定されます。

2 学校の1年

日本の学校は、毎年4月に始まり、翌年の3月に终わります。多くの学校では、3学期制または2学期制をとっています。各学期の主な行事は次のとおりです。

※下の例は1年を3つに区切った3学期制の場合であり、行事の名前や実施形態・時期などは、
学校によって異なります。

【1学期（4月～7月）】

始業式（4月）

- 1学期の始まりを告げる行事です。
- 2学期、3学期にもあります。

入学式（4月）

- 1年生に入学する子どもを迎え、祝福する行事です。
- 1年生だけでなく、保護者も一緒に入学式に出席します。

身体測定・定期健康診断

- 子どもの身長、体重等の発育の様子を測定します。
- 子どもの身体の様子・健康状態について、医者が診断します。

家庭訪問・個別懇談

- 家庭訪問は、学校の先生が、子どもの家庭での様子を聞かせてもらうために一人ひとりの子どもの家を訪れます。
- 個別懇談では、子どもの学校生活や家庭生活について、学校で先生と話をします。
- 家庭訪問や個別懇談の日時は、前もって学校から連絡されます。

授業参観・学級懇談会

- 保護者が教室での授業を見ます。
- 保護者と担任の先生が子どもたちの様子について話し合ったりする機会です。

終業式（7月）

- 1学期の終わりを告げる行事です。
- 通知票が渡されます。
- 2学期、3学期にもあります。

【夏休み（7月末～8月末）】

- 約35日から40日の長い休みです。
- この間、学校での授業はありません。家庭での生活となります。学校によっては、部活動や特別な学習があります。

【2学期（9月～12月）】

運動会・体育大会

- 短距離走やリレー、ダンスなどをしたり、学級の友だちの応援をしながら、運動に親しむ行事です。学校によっては、家族も参加できる種目を用意しています。

学芸会・文化祭

- 図画工作や美術等で制作した作品や、社会科で学習したレポート等を展示したり、楽器の演奏や合唱、演劇等の発表をしたり、それらを鑑賞したりします。

防災訓練・避難訓練

- 地震や火事に備えての訓練です。

【冬休み（12月末～1月初め）】

- 約2週間の比較的短い休みです。

【3学期（1月～3月）】

卒業式（3月）

- 最上級生の学校の卒業を祝う行事です。

音楽会・演劇鑑賞会

- 優れた芸術を鑑賞したり、聴いたりして心を豊かにします。

【春休み（3月末～4月初め）】

- 修了式が終わると、春休みになります。この休みが終わると進級して、4月から新しい学年で勉強をすることになります。

【学年別の学校行事】

修学旅行

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれにおいて、おもに最高学年で、一緒に数日間の旅行・宿泊を伴う行事です。
- いろいろな名所・施設を見学したり、体験活動をしたりします。
- 旅費は、保護者負担となります。

中学生職場体験学習

- おもに中学2年生で実施します。
- 学校を離れて地域社会（商店、事業所等）の中で様々な体験活動を行います。

遠足・社会見学

- 校外に出て教室では勉強できないことを、自然や歴史・文化に親しみながら学ぶための行事です。

3 通知票

子どもの成績や学校生活の様子については、学期末の通知票などにより、学校から家庭に伝えられます。

4 きまり・規則

学校にはいろいろなきまり・規則があります。小学校では、服装が自由なところもありますが、学校によっては標準服(制服)が指定されている学校もあります。また、学校に必要でない持ち物は、持ってこないようになっています。

中学校・高等学校では、それぞれの学校で服装(制服)を規定していることが多いです。また、マニキュアをしたり、ピアス等のアクセサリーをつけて学校へ来ることは禁じられている場合がほとんどです。さらに、学校へおやつを持ってきたり、食べたりすることはできません。

5 集金

小学校・中学校の授業料はいりませんが、給食費(1ヶ月あたり3500円から4500円程度)や教材費が必要です。1ヶ月に一回程度、集金があります。

6 健康・安全

子どもの健康と安全を第一に考えています。子どもが病気になったり、けがをしたときは、保健室で応急手当をし、必要によっては病院や家庭に連絡します。また、法律の定めるところにより、定期的に健康診断を行います。

IV 教育相談

1 学校の教育相談

日本の学校では、保護者と学校の先生が子どものことを話し合う機会(家庭訪問、懇談会等)があります。

2 学校以外の教育相談

公立の小中学校の場合は、まず、市町の教育委員会が窓口となります。また、県立学校の場合は、県の教育委員会が窓口となります。

さらに、県の教育委員会では、毎曜日から金曜日までの午前9時から午後2時までの時間帯に、ポルトガル語による教育相談を受け付けています。

三重県教育委員会 教育相談窓口(ポルトガル語)

TEL: 059-224-3150